



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- \*606 昭和49年和歌山県告示第713号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正 (環境管理課)
- \*607 平成9年和歌山県告示第742号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正 ( " )
- \*608 昭和47年和歌山県告示第488号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正 ( " )
- 609 道路の区域変更 (道路保全課)
- 610 新道路の供用開始等 ( " )
- 611 道路の区域変更 ( " )
- 612 新道路の供用開始等 ( " )
- 613 道路の区域変更 ( " )
- 614 新道路の供用開始等 ( " )
- 615 道路の区域変更 ( " )
- 616 新道路の供用開始等 ( " )
- 617 道路の区域変更 ( " )
- 618 新道路の供用開始等 ( " )
- 619 道路の区域変更 ( " )
- 620 新道路の供用開始等 ( " )
- 621 道路の区域変更 ( " )
- 622 新道路の供用開始等 ( " )
- 623 道路の区域変更 ( " )
- 624 新道路の供用開始等 ( " )
- 625 道路の区域変更 ( " )
- 626 新道路の供用開始等 ( " )
- 627 道路の区域変更 ( " )
- 628 新道路の供用開始等 ( " )
- 629 道路の区域変更 ( " )
- 630 新道路の供用開始等 ( " )
- 631 道路の区域変更 ( " )
- 632 新道路の供用開始等 ( " )
- 633 道路の区域変更 ( " )
- 634 新道路の供用開始等 ( " )
- 635 道路の区域変更 ( " )
- 636 新道路の供用開始等 ( " )
- 637 道路の区域変更 ( " )
- 638 新道路の供用開始等 ( " )
- 639 道路の区域変更 ( " )
- 640 新道路の供用開始等 ( " )
- 641 平成17年度県立近代美術館の入場料 (教育委員会)

- 642 平成17年度県立博物館の入場料 ( " )
- 643 平成17年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料 ( " )
- 644 平成17年度県立自然博物館の入場料 ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第606号

昭和49年和歌山県告示第713号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

別表水域の名称の欄中「、有田市及び下津町」を「及び有田市」に改める。

### 和歌山県告示第607号

平成9年和歌山県告示第742号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

別表水域の欄中「下津町」を「海南市」に改め、同表別記中「海南市と下津町」を「海南市冷水と海南市下津町塩津」に、「下津町大崎」を「海南市」に改める。

### 和歌山県告示第608号

昭和47年和歌山県告示第488号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

別表水域の名称の欄中「、有田市及び下津町」を「及び有田市」に改め、同表別記中「下津町」を「海南市」に、「東亜燃料株式会社」を「東燃ゼネラル石油株式会社」に、「海面」を「海域」に改める。

### 和歌山県告示第609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

和歌山県知事 木村良樹

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
海草郡美里町大字四郷字西ノ谷277番地先から同町大字四郷字西ノ谷3番24地先まで	旧	5.00 } 52.50		200.00	
同上	新	12.50 } 52.50		200.00	

和歌山県告示第610号

平成17年和歌山県告示第609号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
東牟婁郡本宮町大瀬字笹久保向243番1地先から同町大瀬字尾和田248番1地先まで	旧	3.93 } 22.58		920.00	湯川橋 L=13.70
同上	旧	12.10 } 44.75		900.00	大瀬橋 L=40.00 政木谷橋 L=27.00 水上橋 L=34.00
同上	新	12.10 } 44.75		900.00	大瀬橋 L=40.00 政木谷橋 L=27.00 水上橋 L=34.00

和歌山県告示第612号

平成17年和歌山県告示第611号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県告示第613号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
有田郡金屋町大字瀬井字石川547番地先から同町大字瀬井字小南田710番3地先まで	旧	3.10 } 11.50		334.00	
同上	新	9.00 } 25.60		334.00	

和歌山県告示第614号

平成17年和歌山県告示第613号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第615号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
海南市下津町市坪字太田1382番2地先から同町市坪字イラ谷254番地先まで	旧	3.60 } 17.30		187.00	
同上	新	5.60 } 14.10		179.50	

和歌山県告示第616号

平成17年和歌山県告示第615号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野口野上線

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字星山字加羅谷74番22地先から同町大字日高字下向山12番1地先まで		旧	6.80 } 18.80	199.00	
同上		新	6.80 } 18.80	199.00	

和歌山県告示第618号

平成17年和歌山県告示第616号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第619号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 岩橋栗栖線

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
			メートル	メートル	

和歌山市岩橋字小路1096番4地先から同市岩橋字小路1039番1地先まで	旧	8.20 } 8.37	298.00	
同上	新	9.12 } 10.28	298.00	

和歌山県告示第620号

平成17年和歌山県告示第619号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 高野天川線

区	間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡高野町大字高野山字桶谷20番128地先から同町大字高野山字桶谷20番126地先まで		旧	5.00 } 8.00	41.00	
同上		新	13.70 } 36.30	30.00	

和歌山県告示第622号

平成17年和歌山県告示第621号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 宿九度山線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	
		旧	6.20 ∩ 6.30	65.00	
		新	6.10 ∩ 9.00	65.00	

和歌山県告示第624号

平成17年和歌山県告示第623号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第625号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 橋本五條線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	
		旧	7.40 ∩ 10.80	120.00	
		新	9.90 ∩ 19.10	114.00	

和歌山県告示第626号

平成17年和歌山県告示第625号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 橋本五條線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	
		旧	6.66 ∩ 10.36	47.70	
		新	9.67 ∩ 12.00	47.70	

和歌山県告示第628号

平成17年和歌山県告示第627号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			メートル	メートル	メートル
		旧	7.00 ∩ 10.60	1,499.00	

海草郡野上町大字東福井字松川1008番4地先から海南市大字沖野々字越前32番8地先まで	旧	2.00 } 12.50	5,910.30	
同上	新	2.55 } 13.20	6,677.50	国道424号重複 L=1,134 国道370号重複 L=336.3

和歌山県告示第630号

平成17年和歌山県告示第629号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第631号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡川辺町大字土生字風呂ノ下2番1地先から同町大字土生字金松1148番1地先まで	旧	5.50 } 6.80	35.20	菅原橋 L=7.80
同上	新	6.20 } 7.70	35.20	菅原橋 L=18.66

和歌山県告示第632号

平成17年和歌山県告示第631号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に

おいて告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字田垣内字丸島28番地内から同町大字大野字円満寺西側271番地内まで	旧	5.50 } 12.00	700.00	
同上	新	9.00 } 47.50	700.00	

和歌山県告示第634号

平成17年和歌山県告示第633号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第635号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字稲村5200番2地先から同町大字周参見字稲村5202番2地先まで	旧	6.00 } 8.30	27.00	
同上	新	6.00 } 8.30	27.00	

和歌山県告示第636号

平成17年和歌山県告示第635号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、

同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第637号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
東牟婁郡古座川町小川字椎平280番1地先から同町山手字柿太郎879番3地先まで	旧	4.00 } 40.00		616.60	
同上	新	14.40 } 55.50		616.60	

和歌山県告示第638号

平成17年和歌山県告示第637号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第639号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の員	延長		備考
			メートル	メートル	
西牟婁郡すさみ町大字周参見字冬木谷5198番2地先から同町大字周参見字冬木谷5198番4地先まで	旧	6.50 } 11.50		16.00	

同上	新	6.50 } 11.50	16.00	
----	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第640号

平成17年和歌山県告示第639号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第641号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第23項第1号の規定により、平成17年度の県立近代美術館の入場料を次のとおり定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別企画展入場料

(1) 「夏休み わかやま美術探偵団」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無	料

(2) 「佐伯祐三—芸術家への道—」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無	料

2 企画展入場料

	個人	団体
一般	400円	350円
大学生	250円	200円
高校生以下	無	料

3 常設展・「美術百科」展入場料

	個人	団体
一般	310円	250円
大学生	210円	160円
高校生以下	無	料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別企画展又は企画展の入場者は、特別企画展又は企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第642号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第24項第1号の規定により、平成17年度の県立博物館の入場料を次のとおり定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別展入場料

(1) 「きのくに仮面の世界」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無	料

(2) 「熊野速玉大社の名宝」

	個人	団体
一般	810円	660円
大学生	510円	400円
高校生以下	無	料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	260円	210円
大学生	150円	120円
高校生以下	無	料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。
- 3 特別展(1)の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第643号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第25項の規定により、平成17年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料を次のとおり定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 特別展入場料

	個人	団体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無	料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	170円	140円
大学生	80円	60円
高校生以下	無	料

備考

1 団体は、20人以上とする。

2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。

3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。

和歌山県告示第644号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第26項の規定により、平成17年度の県立自然博物館の入場料を次のとおり定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無	料

備考

1 団体は、20人以上とする。

2 団体が21人以上の場合は、引率者1人については、入場料を無料とする。